

山口市友愛訪問活動促進事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市友愛訪問活動促進事業（以下「本事業」という。）は、高齢者の住み慣れた地域で自立した生活を継続させるため、ひとり暮らし高齢者に対して訪問活動を実施することにより、地域社会における温かい見守りを促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は山口市とし、その業務を社会福祉法人山口市社会福祉協議会（以下「運営主体」という。）に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 原則として、65歳から69歳までの虚弱なひとり暮らし高齢者及び70歳以上のひとり暮らし高齢者等とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、次に掲げる業務を町内会又は民生委員児童委員担当地区単位に見守り訪問グループを結成し、見守り活動を週1回以上定期的に行うものとする。また、結成された見守り訪問グループの育成・充実を図るため、研修事業等を実施するものとする。

(1) 見守り訪問グループ活動事業

- ア 友愛訪問活動と安否の確認
- イ 生活、身上及びその他必要な相談、助言
- ウ 事故発見の際の緊急通報
- エ 関係機関等との連絡調整
- オ その他必要と思われる活動

(2) 見守り訪問グループ育成事業

(見守り訪問グループの構成)

第5条 見守り訪問グループの構成は、以下の者で構成し、その中から代表者を互選する。ただし、グループ員数は対象者を含めて概ね5人以上とする。

- (1) 親族、町内会役員、地区社協理事及び委員、民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ会員、ボランティア、近隣者、友人・知人
- (2) その他必要と認められた者

(委託料)

第6条 本事業を委託した場合の委託料の基準額及び委託料の請求方法については、別に締結する委託契約書により約定するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の目的達成のため必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(実施主体の特例)

- 2 平成17年度に限り、第2条の規定の適用については、同条中「社会福祉法人山口市社会福祉協議会（以下「運営主体」という。）に委託して行うものとする。」とあるのは「社会福祉法人山口市社会福祉協議会及び山口市老人クラブ連合会（以下「運営主体」という。）に委託して行うものとする。」と読み替えるものとする。

(活動費の額の特例)

- 3 平成17年度に限り、活動費の額については、第6条の規定の適用にかかわらず、合併前の市町の区域に応じ、次の表に掲げる額とする。

山口区域	小郡区域	秋穂区域	阿知須区域	徳地区域
訪問者1人当たり900円/年	山口市老人クラブ連合会へ年額100,000円	1グループ当たり10,000円/年	1グループ当たり7,000円/年 訪問者1人当たり500円/年	1グループ当たり6,500円/年

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(対象者の特例)

- 2 平成21年度及び平成22年度に限り、第2条の規定の適用については、同条中「社会福祉法人山口市社会福祉協議会（以下「運営主体」という。）に委託して行うものとする。」とあるのは「社会福祉法人山口市社会福祉協議会及び編入前の阿東町の区域における老人クラブ（以下「運営主体」という。）に委託して行うものとする。」と読み替えるものとする。

(委託料の特例)

- 3 平成21年度及び平成22年度に限り、編入前の阿東町の区域における委託料の額については、第6条にかかわらず、総額年90,000円とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。